



長野県報

9月27日(火)
平成23年
(2011年)
号外

目次

公 告

環境影響評価法に基づく方法書の送付及び縦覧（環境政策課）..... 1



公 告

環境影響評価法（平成9年法律第81号）第6条第1項の規定により 東海旅客鉄道株式会社 代表取締役社長 山田佳臣 から中央新幹線の環境影響評価方法書の送付を受けました。この方法書については同法第7条の規定により、次のとおり縦覧に供されます。

平成23年9月27日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
東海旅客鉄道株式会社
代表取締役社長 山 田 佳 臣
愛知県名古屋市中村区名駅一丁目1番4号
- 2 対象事業の名称、種類及び規模
 - (1) 名称
中央新幹線（東京都・名古屋市間）
 - (2) 種類
新幹線鉄道の建設
 - (3) 規模
東京都から愛知県名古屋市間 延長約286キロメートル
- 3 対象事業が実施されるべき区域
 - (1) 起点
東京都
 - (2) 終点
名古屋市
 - (3) 主な経過地
甲府市附近、赤石山脈（南アルプス）中南部
- 4 対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲（長野県関係）
飯田市、下伊那郡松川町、下伊那郡高森町、下伊那郡阿智村、下伊那郡喬木村、下伊那郡豊丘村、下伊那郡大鹿村、木曾郡南木曾町
- 5 方法書の縦覧の場所、期間及び時間（長野県関係）

場 所	期 間	時 間
長野県環境部環境政策課、長野県下伊那地方事務所環境課、長野県木曾地方事務所環境課、飯田市役所、松川町役場、高森町役場、高森町役場山吹支所、阿智村役場、喬木村役場、豊丘村役場、大鹿村役場、南木曾町役場、南木曾町南木曾会館及び東海旅客鉄道株式会社環境保全事務所（長野）	平成23年9月27日（火）から平成23年10月27日（木）まで。 ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。	午前9時から午後5時まで。 ただし、自治体によっては異なることがあります。

6 意見書の提出

方法書について環境の保全の見地からの意見を、次のとおり提出することができます。

- (1) 意見書の提出期限
平成23年11月10日（木）まで（必着）
- (2) 意見書の提出先
 - ア インターネットの場合
東海旅客鉄道株式会社ホームページの専用入力フォーム
<https://jr-central.co.jp/public/opinion/input>
 - イ 郵送の場合
〒108-8799 東京都港区三田三丁目8番6号
日本郵便高輪支店留め
JR東海中央新幹線環境影響評価方法書ご意見受付係
- (3) 意見書の記載事項
 - ア 氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - イ 提出の対象である方法書（都県名）の名称
 - ウ 方法書についての環境の保全の見地からの意見を日本語により、意見の理由を含めて記載するものとします。

7 問い合わせ

- (1) 問い合わせ先の名称及び事務所の所在地
東海旅客鉄道株式会社環境保全事務所（長野）
〒395-0052 飯田市元町5430-5 第一吉川ビル2階
- (2) 受付日時
平成23年9月27日（火）から平成23年11月10日（木）まで

(ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日を除きます。)の午前9時から午後5時まで

環境政策課